

王子労基署からのお知らせ

(令和5年7月)



☑ 全国安全週間説明会を開催しました。

王子労働基準監督署では、全国安全週間の取組の一環として、自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ることを目的に令和5年6月6日(火)に建設業向けの、また同月8日(木)には一般産業向けの全国安全週間説明会を開催しました。

説明会では、全国安全週間実施要綱のほか、交通事故防止について赤羽警察署様、王子警察署様から、また建設業向け説明会では大成建設株式会社様から、一般産業向け説明会では株式会社カクヤス様からそれぞれ安全衛生管理活動について事例を発表いただきました。

なお王子労働基準監督署では、事業場における労働衛生意識の高揚を図り、自主的な労働衛生管理活動の促進を図ることを目的に、以下のとおり全国労働衛生週間説明会の開催を予定しています。

多くの事業場の皆様にご参加いただきますよう、ご案内いたします。



大成建設(株)様ご発表の様子



(株)カクヤス様ご発表の様子

令和5年度全国労働衛生週間説明会

開催日時 令和5年9月7日(木)14:00~16:40

場 所 北とぴあ 3階つつじホール(北区王子1-11-1)

問合せ先 王子労働基準監督署 第2方面 (電話 03-6679-0186)

☑ 7月は「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の重点取組期間です。

熱中症による重篤な災害を防ぐため、令和5年5月1日から9月30日までの期間において「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を実施しています。

WBGT値(暑さ指数)の把握と低減対策、余裕を持った作業計画の策定、緊急時の措置の確認などの予防対策が確実に実施できているかを確認しましょう。また、重点的な教育を行いましょ。



「Cool work TOKYO」の
ロゴマーク

STOP! 熱中症クールワークキャンペーン

検索

☑ 働き方改革PR動画「はたらきかたススめ」シリーズ 第1弾を公開

厚生労働省は、このたび、俳優の小芝風花さんを起用した働き方改革PR動画シリーズ「はたらきかたススめ」の第一弾を公開しました。

この動画シリーズは、2024年4月から開始する建設業で働く方やドライバーへの時間外労働の上限規制の適用に向けて制作したものです。今回公開した第一弾では、建設業、運輸業で働き方改革を進めるにあたって、皆さまに知っていただきたいことを総論的に取り上げています。

今後は、今年7月から9月にかけて、順次「トラック編」「バス編」「建設業編」を公開する予定です。動画シリーズを通して、建設業、運輸業が抱える課題や、これらの産業での働き方改革の実現に向けて、国民の皆さまにご協力いただきたい内容を伝えていきます。

厚生労働省では、今後も、働く方が働きやすい環境で、健康に働き続けられるよう、働き方改革を推進してまいります。

【動画掲載先】

はたらきかたススめ特設サイト

URL : <https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/>

厚生労働省 YouTube

URL (30秒)

<https://www.youtube.com/watch?v=IVzm-abWkZY>

URL (3分20秒)

https://www.youtube.com/watch?v=H_7_PLvJuNU

はたらきかたススめ特設サイト、PR動画シリーズ「はたらきかたススめ」の公開期間は、2025(令和7)年3月31日までとなります。

☑ 2024年4月から労働条件明示のルールが変わります

労働契約の締結・更新のタイミングの労働条件明示事項が追加されます

明示のタイミング	新しく追加される明示事項
全ての労働契約の締結時と 有期労働契約の更新時	1. 就業場所・業務の変更の範囲
有期労働契約の 締結時と更新時	2. 更新上限（更新契約期間または更新回数の上限）の有無と内容 併せて、最初の労働契約の締結より後に更新上限を新設・短縮する場合は、その理由を労働者にあらかじめ説明する必要があります。
無期転換ルール*に基づく 無期転換申込権が発生する 契約の更新時	3. 無期転換申込機会 4. 無期転換後の労働条件 併せて、無期転換後の労働条件を決定するに当たって、就業の実態に応じて、正社員等とのバランスを考慮した事項について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

※ 同一の利用者との間で、有期労働契約が通算5年を超えるときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換する制度です。

詳しくは厚生労働省ホームページへ

労働条件明示 改正

検索